

腎疾患対策におけるこれまでの取組み

1 腎不全対策の主な歴史

昭和42年	人工透析の医療保険適用
昭和47年	人工透析に更生医療適用
昭和53年	腎移植の医療保険適用(翌年更正医療適用)
昭和55年	「角膜及び腎臓の移植に関する法律」施行
昭和59年	長期高額疾病患者に対する高額療養費の支給制度対象として人工透析が選定される
昭和59年	透析装置不足地域に対する整備費補助制度を創設
平成元年	厚生省腎不全研究班を設置
平成9年	「臓器の移植に関する法律」施行

2 腎疾患対策の現状

1) 健診(検診)

老人保健法に基づく基本健康診査、労働安全衛生法に基づく職場健診、学校保健法に基づく学校検診の実施など

2) 人工透析対策

①医療提供体制の整備

- ・医師・看護師等の透析医療従事者への研修の実施
日本腎臓財団が実施する「透析療法従事職員研修」への補助
- ・透析装置不足地域への整備費補助
人工腎臓装置不足地域設備整備事業

②患者負担の軽減

- ・長期高額疾病患者の高額療養費支給の対象
1ヶ月の自己負担上限：1万円(高額所得者(標準報酬53万円以上)は2万円)
- ・身体障害者福祉法に基づく措置(更正医療・育成医療)

③2次感染防止対策

- ・「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル」の作成と周知
- ・血液透析に関連した院内感染事例が発生した際の措置

④災害時の対策

- ・大規模災害発生時の人工透析に係る医療提供体制について（厚生労働省防災業務計画）
- ・透析医療機関における水・医薬品の確保等
- ・大規模な災害発生時の、被災都道府県等の関係機関への、人工透析提供体制の確保を求める通知

3) 臓器移植対策

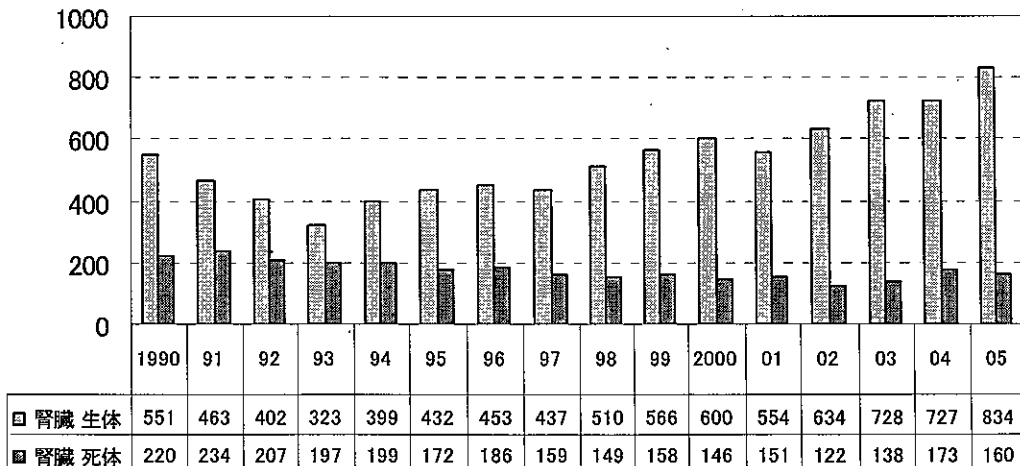
①臓器移植の実施状況

	臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	47名	47名	47件	47件	100名
肺	32名	32名	35件	35件	135名
肝臓	37名	37名	41件	41件	166名
腎臓	852名	51名	1,560件	(※)99件	11,657名
脾臓	40名	38名	40件	(※)38件	152名
小腸	2名	2名	2件	2件	1名
眼球(角膜)	9,198名	17名	14,985件	34件	3,355名

(注) 臓器提供者数及び移植実施件数については、脳死下及び心停止下の数。
臓器提供者、移植実施件数は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から平成19年8月31日(眼球(角膜)については平成19年6月30日)までの累計。
待機患者数は平成19年8月31日(眼球(角膜)については平成19年6月30日)現在数。

※ 脾腎同時移植32件を含む。

(件) 腎臓移植実施件数



②ドナー対策

- ・ 国民に対する普及啓発
 - 臓器提供意思表示カード・シールの配布
 - 政府広報、公共広告機構等を活用した普及啓発
 - 各種パンフレットの作成・配布（中学校等）
 - 臓器提供意思登録システムの整備（平成19年3月から運用開始）等
- ・ 医療機関等に対する普及啓発
 - 都道府県コーディネーターによる医療機関への協力要請
 - 医療関係者に対する研修、マニュアル作成の協力等の実施
 - 臓器移植ネットワークによる臓器提供病院への支援等
- ・ 医療保険の被保険者証の意思表示記入欄の策定
平成15年の健康保険法施行規則等改正に伴い実施可能となった。
- ・ 厚生科学研究においてドナーアクションプログラムを実施

4) 研究の推進（現在実施中の研究）

- ・ 腎疾患重症化予防のための戦略研究
- ・ 進行性腎障害に関する調査研究
- ・ 新規腎障害分子USAG-1を標的とした腎不全回復療法の開発
- ・ 透析施設におけるブラッドアクセス関連事故防止に関する研究
- ・ 透析施設におけるC型肝炎院内感染の状況・予後・予防に関する研究
- ・ ES細胞からの腎臓細胞誘導法の開発
- ・ 慢性腎障害の重症化防止を目的とした幹細胞移植による残存腎機能再構築